

ドイツの企業年金・個人年金

～ 2001年の年金改革で導入されたリースター年金の状況

大分大学 藤本健太郎

EU 最大の経済力を有するドイツにおいても、わが国と同様に少子高齢化が進んでおり、賦課方式による公的年金の財政は極めて厳しい状況にある。そうした状況のもとで2001年に行われた年金制度改革において、賦課方式の公的年金の給付水準が引き下げられるとともに、積立方式の企業・個人年金(リースター年金)が創設された。本稿では、リースター年金について、その役割や具体的内容を解説する。

1 ドイツ年金改革 2001

ドイツでも、年金財政の悪化とそれに伴う年金保険料率の上昇は、深刻な社会的課題となっている。2001年に行われた年金制度改革においても、少子化や平均寿命の伸びによる年金財政悪化にどのように対応するかということが主なテーマであった。

ドイツの年金改革 2001 の基本コンセプトとして、老後の生活保障の主な柱は、引き続き、賦課方式による公的年金であると位置づけられた。しかし、少子化や経済の低成長などによる年金保険料の大幅な上昇を避けるため、公的年金の給付水準は引下げられることとなった。

しかし、単に公的年金の給付水準を引き下げるだけでは老後の生活保障が後退することから、賦課方式の公的年金の給付水準が下がる部分を埋め合わせるために、補足的な老後給付 (Zusaetzliche Altersvorsorge) として、人口構成の変動の影響を受けない積立方式による企業年金・個人年金 (リースター年金) が創設された。

(1) リースター年金とは

ドイツの年金改革 2001 において、賦課方式による公的年金を補足する新たな老後の所得保障制度が導入された。この新しい年金制度は、担当大臣の名前をとって、リースター年金と通称されている。

リースター年金は、基本的に自助努力による年金であり、加入者本人が所得の一部を年金のために拠出する。しかし、公的年金の体系に位置づけられており、本人の積立金拠出にマッチングする形で国庫補助が行われ、税制上の優遇措置も講じられている。

リースター年金は、企業年金あるいは個人年金の形態をとる。

加入するかどうかは任意であるが (当初は強制加入にするという議論もあった)、国庫補助と税制上の優遇措置があることから、多くのサラリーマンが加入することを連邦政府は期待している。

(2)ドイツの年金制度

ここで、リースター年金の詳細の説明に入る前に、ドイツの年金制度の骨格を概観しておきたい。

ドイツの年金は、社会保険方式によっており、主たる財源は保険料である。しかし、保険料の不足分として、給付の約20%は税財源が投入されている。

財政方式は完全な賦課方式であり、積立金は変動準備金として、給付費の約1か月分があるにすぎない。このため、積立金がいわばバッファの役割を果たすのが国の公的年金と異なり、人口変動の影響はダイレクトに年金財政に影響を及ぼすこととなる。

年金のカバレッジについては、一般のサラリーマンは強制加入であるが、いわゆる皆年金ではない。自営業者の多くと高額所得者は任意加入とされている。

社会保険発祥の地であるドイツにおいて、いわゆる皆年金となっていないことを意外に思われる向きもあるかもしれない。ドイツにおいては、社会連帯による社会保険によって守るべきなのは、比較的弱い立場にある被用者であり、自営業者や高額所得のサラリーマンについては、強制加入にして労使折半の保険料を事業主（自営業者の場合は本人）から強制的に集めることまでしなくても、任意加入の対象とし、本人の意思で公的年金に加入できることとしておけば良いという考え方が定着している。皆年金でないからといって、自営業者や高額所得者が公的年金から除外されているというわけではなく、強制加入の対象ではないという割り切りである。

なお、ドイツにおいては自営業者は任意加入であることから、日本のような国民年金の未納問題は制度上、生じえない。

(3)ドイツの年金制度の最近の動向

ドイツの年金保険料率は19.5%（労使折半）である。日本よりも相当に高い水準であるが、ドイツでは日本よりも早く少子化が進んだこともあり、実は、年金保険料率は過去に20%を超えたこともある。

最近の年金保険料率の動向としては、社会民主党と緑の党の連立によるシュレーダー政権は、環境型税制改革による増収を年金に充てることによって、いったん19.1%まで保険料率を低下させることに成功した。

しかし、その後の少子高齢化の進展、経済の低成長の影響などにより、再び年金保険料率は上昇していった。連立政権は、当初、さらに環境課税を強めて年金財源に投入することを構想していたが、原油価格の上昇によりガソリン料金が高騰したことから、更なる増税は困難になった。

結局、年金改革2001を行って、保険料率の上昇を抑えるために、年金給付の抑制を余儀なくされたという印象を受ける。なぜなら、シュレーダー政権の与党であるSPD（社会民主党）は、労働組合を支持基盤としており、年金をはじめとする社会保障水準の引下げには否定的だったからである。

実は、コール政権時代に、平均寿命の延びなどを勘案して給付水準を引き下げるという年金改正法案がいったん成立しているが、当時野党だったSPDは、高齢者の生活の安定を崩すとして反対した。総選挙においては、自らが政権を取った後にはコール政権による年金改正法は白紙に戻すと公約した。そして、実際に総選挙に勝利し、緑の党との連立政権を発足されたシュレーダー政権は、公約どおり、コール政権による年金改革を白紙に戻したのである。

社会民主党と緑の党は、政権を樹立するにあたり結んだ連立協定において、環境型税制改革（ガソリン税、灯油税などの増税）を行うこと、環境型税制改革による増収分を年金の財源とすることをうたっていた。上述のとおり、連立政権はこれを実行し、増税による収入増を年金財源にあてることによって、年金保険料率を19.1%にまで引き下げることに成功した。

しかし、原油価格の上昇もあって、ガソリン税の更なる増税が困難となり、一方で少子高齢化の進行、経済の低成長などのために年金財政は厳しくなり、年金保険料率は上昇していった。

このため、結局、年金本体の改正によって保険料率上昇を抑えるという年金改革2001を行うことになるが、野党時代に批判した年金給付水準を行うことについて、与党SPDの伝統的支持基盤である労働組合からも大きな批判が生じた。リースター大臣自身、もともと労働組合出身であったことから、年金給付水準引下げは苦しい決断であったと思われる。

このように年金改革2001は痛みを伴うものであったが、各方面を説得して、シュレーダー政権は、ともかく改革を実現した。

(4)ドイツの将来人口予測

2000年7月、ドイツ連邦統計庁は将来人口推計を発表した。ドイツの年金制度は賦課方式であることから、この推計は2001年の年金改革に大きな影響を与えている。

ドイツの将来人口を推計するにあたり、いくつかの重要な前提が置かれている。

まず、合計特殊出生率は、旧西独地域の1.4に収束すると仮定された。また、平均寿命は2050年までに約6歳伸びて81.1歳になると見込まれた。そして、わが国と異なる点として、移民の受け入れ人数がある。移民による人口増は年間10万人と20万人という二つのケースが想定されている。

こうして推計されたドイツの将来人口は、2050年まで一環して総人口が減少し続け、同時に高齢化も急速に進んでいくというものだった。

具体的には、次のとおりである。

総人口は、移民による人口増が年10万人とすれば、8200万人から約6500万人に減少し、60歳以上人口が生産年齢人口(20歳から60歳)に占める比率は39.8から80に跳ね上がるという、厳しい推計結果だった。

ドイツの将来推計人口 パターン1(移民による人口増が年10万人)

(総人口の推移)

1999年	約8250万人
2020年	約7879万人
2050年	約6497万人

(老齢人口比率：20歳以上60歳未満の生産年齢人口を100とした場合の60歳以上人口の比率)

1999年	39.8
2050年	80.0

ドイツの将来推計人口 パターン2(移民による人口増が年20万人)

(総人口の推移)

1999年	約8250万人
2020年	約8034万人
2050年	約7038万人

(老齢人口比率：20歳以上60歳未満の生産年齢人口を100とした場合の60歳以上人口の比率)

1999年	39.8
2050年	74.7

(4)ドイツの年金制度が改革を必要とした理由

この将来推計人口をもとにドイツの年金制度の将来を展望すると、当然ながら厳しい財政状況が予測された。

改革を行わない場合、年金保険料率は急速に上昇し、2030年には約26%に達すると推計された。

ドイツの社会保険料率を合計すると、現在でも40%を超える。さらに社会保険料率が大幅に上昇することは、人件費の増大につながり、高い失業率の改善が大きなテーマであるドイツ社会にとって、受け入れがたいことであった。さらに、将来の保険料を負担する世代にとっては、世代間の不公平として、やはり許容できるものではないと考えられた。

このため、年金保険料率の上昇を許容できる範囲におさえ、また、世代間の不公平感が高まることを防ぐためにも、年金改革が必要とされたのである。

(参考)日独の社会保険料率(2003年)

ドイツの社会保険料率

年金	...	19.5%
医療	...	14.3%(注)
雇用	...	6.5%
介護	...	1.7%
合計	...	42%

(注)ドイツの公的医療保険の保険料率は保険者によって異なる。この数字は全国平均の数字である。

日本の社会保険料率

年金	...	13.58%
医療	...	10.3%
雇用	...	1.4%
介護	...	(定額)

(5) ドイツ年金改革2001のポイント

少子高齢化の進行、総人口の減少といった将来推計人口を前提とし、年金保険料率の高騰を防ぐことを目的として行われたドイツ年金改革2001のポイントは、次の3点である。

給付水準の引き下げ

賦課方式による公的年金におけるモデル年金（平均所得、45年加入）の給付水準を70%から約67%に引き下げる。

なお、実際に給付水準を引き下げるのは2010年からとされ、10年後からとなった。また、給付水準引下げの対象者は新規裁定者に限定され、既裁定者の給付水準は引き下げないこととされた。

賃金スライドの抑制

リースター年金の導入に伴って、公的年金の本体給付の賃金スライドの伸びが抑制される。このことによって、年金給付費の伸びが抑制され、保険料率の上昇が抑えられる。

保険料率の上昇抑制

改正がなければ、2030年には年金保険料率は26%に達すると予測されていたが、給付水準の引下げや賃金スライドの抑制により、2020年までは年金保険料は22%を超えることがなく、ピーク時の2030年においても23%以下に抑えられると見込まれた。

2 リースター年金のもう一つの役割～賃金スライドの伸びの抑制

リースター年金は、給付水準が引き下げられる賦課方式の公的年金を補完することが目的で創設されたが、もう一つの重要な役割として、賃金スライドの伸びを抑制する効果を持つ。ここでは、そのメカニズムを解説することにしたい。

まず、リースター年金には積立限度額が設定されているが、その限度額は次のように段階的に引き上げられる。

リースター年金の積立限度額の推移

2002年及び2003年	所得の1%
2004年及び2005年	所得の2%
2006年及び2007年	所得の3%
2008年及び2009年	所得の4%

上で述べたように、リースター年金は任意加入であるが、年金計算上は、現役世代は積立限度額の上限まで拠出したとみなして、所得から控除される。すなわち、年金計算上は、現役世代は全員リースター年金に加入し、上限額いっぱいまで拠出したとして、所得が計算されるのである。

このため、リースター年金の積立限度額が段階的に引き上げられる過程では、現役世代の所得からの控除額が段階的に増加することになるため、結果として、年金計算上は現役世代の所得の伸びが抑えられることになる。

ドイツでも公的年金は物価スライドに加えて、賃金スライドがあり、現役世代の平均所得の伸びに応じて、年金額は増額される。ところが、リースター年金の積立限度額の引き上げに応じて、年金計算上の現役世代の所得は減額されることになるため、賃金スライドの伸びが抑制される効果が生じる。

こうして賃金スライドの伸びが抑制されることに伴って、公的年金の給付額の伸びも抑制される。特に、賃金スライドの伸びの抑制は、新規裁定者のみならず、既裁定者も対象となるため、年金財政上の効果は大きい。

賃金スライドの伸びの抑制によって、年金給付額の伸びはおさえられ、ひいては、人口構成の少子高齢化の進展によって自然に上昇していく年金保険料率の上昇幅が抑えられることになる。

3 リースター年金は個人年金か企業年金か～導入時の議論

リースター年金は、企業年金と個人年金の両方のタイプをとりえることとされている。しかし、連邦労働社会省（現在の社会保障省）は、当初、企業年金の導入を義務付けることを考えていたようである。それは、企業年金には事業主の拠出があるため、個人年金よりも手厚い老後保障になると期待されるからである。

しかし、経営者団体の反発などのため、企業年金の導入義務付けは見送られた模様である。その背景として、ドイツ全体が抱える大きな課題として、約10%という高い水準の失業率の問題がある。ドイツの歴代政権にとって、失業問題の解決、雇用の拡大は最優先課題であり、このために社会保険料などの賃金付帯コスト（Lohnnebenkost 人を雇うことに伴って、賃金以外にかかる費用のこと）の伸びを抑えることは、シュレーダー政権にとっても逃れられない課題であった。

こうした状況のもとで、新規に企業年金の導入を義務付けることは、実質的には社会保険料率の上昇と同じ影響をもたらし、賃金付帯コストの増大を意味すると理解されたため、リースター年金を企業年金として義務的に導入することは見送られた。

一方で、労働組合は、新しい積立方式の年金は個人年金ではなく企業年金にして、積立金の拠出は労使折半にすべきであると主張していた。これは、事業主にも折半拠出してもらうことによって老後の所得保障の水準を高くすることを目指しただけではなく、労働組合側の真意は、社会保険における労使折半原則が崩れることへの危機感にあると思われる。

ドイツにおいては、1996年に新しい社会保険として介護保険が導入されたが、実はそのときにも保険料を労使折半とすることの是非について議論があった。経営者側は抵抗したものの、結局、有給休暇を1日削ることを条件に、保険料は労使折半とすることで妥協が成立した。

このため、介護保険は外形的には保険料を労使が折半して負担するが、その交換条件として有休が1日削られ、経営者の負担する人件費が削減されたため、実質的には労使折半が崩れたという見方もできなくはない。

2001年の年金改革において新たに導入されるリースター年金は、基本的に自助努力の年金といっても、公的年金体系の一環として位置づけられるため、その拠出を使用者がしないとなれば、他の社会保険にも波及することを労働組合サイドは懸念したと考えられる。

こうして労使の意見は対立したが、議論の結果、リースター年金は個人年金と企業年金の両方の形態をとりえることとされ、実際に企業年金として導入するかどうかは労使交渉に委ねることになった。

4 リースター年金の具体的な内容

ここでは、リースター年金が実際にはどのような年金商品なり、企業年金の形を取るのがを紹介することとしたい。

まず、個人年金から解説をしていく。

(1)個人年金の3つのタイプ

個人年金タイプのリースター年金に加入する場合、加入者本人が積立プランを選ぶこととなる。

具体的には、私的年金保険、銀行の貯蓄プラン、投資ファンドの中からどれかを加入者が選択する。

なお、国に認証された積立プランを選択しなければ、国の補助や税制上の優遇は受けられない。

銀行貯蓄プラン (Banksparplan)

銀行貯蓄プランは、確定利回りの預金である。

リスクが極めて小さいかわりに、収益もゆっくりとしか増えていかない。

連邦社会保障省のHPでは、高齢の投資者、高い安全性を求める人に適しているとされている。

私的年金保険 (Private Rentenversicherung)

私的年金保険は、積立と保険を結び合わせたもの。

最低保障利回り（現在は2.75%）が設定されることが規則。

連邦社会保障省のHPでは、安全性を意識する若い投資者に適しているとされている。

ファンド貯蓄プラン (Fondssparplan)

ファンド貯蓄プランは、投資ファンドに資本を投資することによって行われる。

加入者本人が収益機会とリスクを選択する。

株式ファンドの場合、株式市場の動向によっては高い収益を得ることができるが、損失リスクもある。

最低利回り (Mindestrendite) は保障されない。ただし、国庫補助を受ける場合には、資本の維持 (Kapitalerhalt) が約束されなければならないとされており、元本保証があることが条件となる。

連邦社会保障省のHPによれば、株式比率の高いファンドは、若くてリスクラバーである投資者に向いているとされている。

(2)個人年金の認証の条件

個人年金タイプのリースター年金として、国の認証を受けるための条件は、次のとおりである。

- 元本保証がなされていること
- 60歳以前には給付が受けられないこと
- 終身給付が保障されていること

(3)企業年金の5つのタイプ

リースター年金を企業年金として導入するかどうかは、上で述べたように労使の交渉
マターであるが、導入することとなった場合には、5つのタイプの中から選択すること
となる。

5つのタイプとは、直接保障、支援金庫、直接保険、年金金庫、年金ファンドである。

直接保障(Direktzusage)

直接保障とは、使用者が被用者またはその家族に対して、退職後（雇用関係が終了し
た後）に保険給付を行う義務を負うタイプの企業年金である。

企業が保険の運営者となり、給付は企業の資金から行われ、被用者自身は保険料を払
わない。

このため、直接保障タイプの企業年金において、リースター年金として認証されて、
国の補助や税制上の優遇措置が受けられるのは、企業だけではなく被用者本人も拠出す
る場合に限定される。

支援金庫(Unterstuetzungskasse)

支援金庫は、企業から独立した保険運営者である。

単独あるいは複数の企業が共同して支援金庫を設立する。

年金資産は、設立企業の拠出あるいは資産収益による。

直接保険(Direktversicherung)

直接保険は生命保険の特殊なタイプである。

使用者が被用者のために保険に加入し、受給権は被用者またはその遺族が持つ。

直接保障と異なり、一般に被用者も保険料を負担する。

年金金庫(Pensionskasse)

年金金庫は、単独の企業または複数の企業が共同して設立する。

年金金庫では、被用者本人が加入者となり、保険料も負担する。

年金ファンド(Pensionsfonds)

年金ファンドは年金金庫に似ているが、投資の選択が自由にできることが異なる。年金ファンドは老齢年金のほかに就業不能リスクや遺族リスクもカバーできる。州政府の監督を受け、年金保険組合が支払不能保障を行う。

5 リースター年金に対する国の補助

リースター年金に対する国による補助には、大きく分けて、加入者本人が拠出する積立金（事業主拠出分は対象外）に対する直接的な補助と、税制上の優遇措置とがある。

（１）直接的な補助

リースター年金の拠出金に対する国の直接的な補助は、基本補助（Grundzulage）と児童補助（Kinderzulage）に大別される。

基本補助も児童補助も、積立限度額に応じて補助の上限額が段階的に増額される。具体的な上限額の推移は、次のとおりである。

基本補助の上限額の推移

2002年及び2003年	75マルク（38ユーロ）
2004年及び2005年	150マルク（76ユーロ）
2006年及び2007年	225マルク（114ユーロ）
2008年以降	300マルク（154ユーロ）

児童補助の上限額の推移

2002年及び2003年	90マルク（46ユーロ）
2004年及び2005年	180マルク（92ユーロ）
2006年及び2007年	270マルク（138ユーロ）
2008年以降	360マルク（185ユーロ）

(2) 税制上の優遇措置

リースター年金に対する税制上の優遇措置としては、まず、拠出金の非課税措置が挙げられる。すなわち、リースター年金の積立金として拠出された額は特別支出控除 (Sonderausgabenabzug) の対象となり、所得税が課されない。

次に、積立期間中に積立金から得られる利子、収益についても、非課税措置が講じられている。

なお、特別支出控除の年間上限額は、積立限度額に応じて、次のとおり段階的に増額される。

特別支出控除上限額の推移

2002 年及び 2003 年	1026 マルク (525 ユーロ)
2004 年及び 2005 年	2053 マルク (1050 ユーロ)
2006 年及び 2007 年	3080 マルク (1575 ユーロ)
2008 年以降	4107 マルク (2100 ユーロ)

6 児童補助創設の意義

リースター年金に対する国の直接的な補助として、基本補助と児童補助の二つがあると延べた。この児童補助は、将来の年金保険料を負担する子どもを育成している世帯の負担に年金制度として報いるために創設されたものである。

上述の児童補助の上限額は子ども一人あたりの額であり、例えば子どもが二人いれば倍の額となる。この金額は年額であることから、そこまで大きな金額であるとは言えない。しかし、従来の年金制度における子育て支援といえば、育児休業期間中の保険料免除など、側面的な支援という印象の強いものであった。

これに対して、児童補助は、年金制度として子育ての経済的負担に着目して、未来の年金保険料を負担する子どもを育てる家庭への支援として、直接的に国が年金制度の枠内で補助を行うという点で、新しい施策であると言える。

年金制度に少子化対策を組み込む動向として、注目される。

7 ドイツ連邦裁判所の介護保険違憲判決

年金で子育て支援というと、意外だと受け止められるかもしれない。しかし、実は、ドイツにおいて、社会保障制度の中に子育て支援を組み込む動きは年金だけにとどまらない。

近頃、ドイツでは、子育て負担の有無に関わらず介護保険料率が同じなのは違憲だとする連邦裁判所の判決が出されている。将来の社会保険料を負担する世代を育てる負担について、社会保険料の算定を行うときに配慮すべきであるという画期的な判決であり、ドイツの社会保障関係者に大きな波紋をもたらした。なぜなら、判旨は介護保険のみではなく、年金や医療などのほかの社会保険にも影響すると思われたからである。

(1) ドイツ介護保険制度における子育て負担への配慮措置

連邦裁判所の違憲判決を受けて、ドイツの介護保険においては、育児中かどうかで保険料率に差をつけることとなった。

具体的には、2005年1月より、育児中の親の保険料率(本人負担分)は0.85%、育児中ではない人の保険料率(本人負担分)は1.1%とされた。

次代の介護保険料を負担する子どもを育てる負担に配慮して、保険料率に0.25%の違いを設定したのである。

(2) 社会保障制度における育児支援

子どもたちが次代の保険料を負担するという事は、年金と介護に限られず、医療保険も同様である。このため、ドイツでは、介護保険に対する違憲判決は他の社会保険にも影響するものと受け止められている。

ドイツと同様に合計特殊出生率が極めて低い日本においても、社会保障制度に育児支援を組み込むことは課題であると思われる。

年金財政の悪化は重要な問題となっているが、その最も大きな原因は少子化の進行によって、将来の保険料を負担する世代が減少することである。

そうであるなら、年金財政問題の根本的な解決策は少子化に歯止めをかけることになる。決して年金は育児支援と無関係ではなく、年金制度に育児支援を組み込むことは、間違ったことではないと思われる。

(参考) 主要国の合計特殊出生率

イギリス	1.71 (2003年)
フランス	1.89 (2003年)
ドイツ	1.34 (2003年)
イタリア	1.29 (2003年)
スウェーデン	1.71 (2003年)
アメリカ	2.04 (2003年)
日本	1.29 (2004年)

(出所: 国立社会保障・人口問題研究所HP)

8 リースター年金の現状

2005年8月2日、ドイツ連邦社会保障省は、2005年はリースター年金の年になるだろうというプレスリリースを発表した。

ドイツ老齢給付研究所(Deutsche Institute fuer Altersvorsorge ドイツ銀行グループが出資している研究所)の調査によると、今年初めに手続きを簡素化(Vereinfachungen)したこともあり、今年中にリースター年金に対するニーズが急増するという結果が出たと報じたものである。

社会保障省は、プレスリリースの中でも、法定年金は老後保障の柱であり続けるが、補足的な老後保障はますます重要になるとしている。そして、明日のために今日、リースターしよう(riestern)と、造語を使って加入を呼びかけている。

(参考文献)

Die neue Rente , Bundesministerium fuer Arbeit und Sozialordnung
Rentenversicherungsbericht 2004, Unterrichtung durch die Bundesregierung

日本の年金 (2005年2月 日経新聞社 (日経文庫) 藤本健太郎著)